

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月21日
条例の題名	三重県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例	公 布 日	平成15年12月24日
条 例 番 号	平成15年三重県条例第56号	直 近 改 正 日	平成18年6月30日
所管部局課	地域連携部IT推進課	電 話 番 号	059-224-2200
条例の概要	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第6項の規定に基づき、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子証明書の発行等に係る手数料に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	電子署名の認証業務については、効率的な運用を行うため全都道府県が指定認証機関へ委任しており、その認証業務にかかる手数料の取り扱いについては電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第6項の規定に基づき、条例で定めることが必要である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	電子証明書の発行手数料等に関する事項は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第6項の規定により条例で定めることが必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	電子証明書の発行は随時実施されている。 平成23年度の三重県における電子証明書の発行件数は、6,350件(全国:353,081件)
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	電子証明書の発行手数料等に関する事項は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第6項の規定により条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第6項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	県民カビジョン 行政運営7「IT利用の推進」
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第6項の規定により必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県政運営に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	納付される手数料は、指定認証機関における電子証明書発行に係る電子計算機処理等に要する費用に使用されており、効果及びコストの配分は適正である。

公平性	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	本条例は、電子署名により申請等を行う者に対する電子証明書の発行等にかかる手数料の取り扱いについて定めたものであり、限定的なものである。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	本条例は、電子署名により申請等を行う者に対する電子証明書の発行等にかかる手数料の取り扱いについて定めたものであり、限定的なものである。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理 由		特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、各行政機関が提供するインターネットを利用したオンライン申請・届出システム等のサービスを利用するために必要な電子署名を発行する際の手数料の取り扱いを定めており、改正の必要はないと考える。			無